

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1

氏名 高嶺清掃 株式会社

代表取締役 関川 泰子

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成23年3月28日

東京都板橋区長 坂本 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

2 収集の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬 区長の指定による処理施設
特別区内の指定区域(板橋区、大田区、世田谷区、板橋区、足立区、
江戸川区)

4 作業場所 板橋区の区域内

5 許可期間 平成23年4月1日 から
平成25年3月31日 まで

6 許可の条件

作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に板橋区長に対し意義申立てをすることができます。

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として処分の取消の訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。